

第 7 回高山市新火葬場建設検討委員会 議事録

日 時： 平成 29 年 3 月 16 日木曜日 13 時 30 分から 15 時 00 分まで

場 所： 高山市民文化会館 3-11 講堂

出席者：

(新火葬場建設検討委員会委員) 33 名

秋山 孝正 豊田 洋一 片山 幸士 泊瀬川 孚 堀 泰則
高木 淳 野尻 修二 谷口 寛子 鴻巣 智 阪本 太
野中 憲治 山越 祐介 白尾 匡 水野 千恵子
和仁 紀男 釜屋 隆司 日野 貢 小峠 賢次 中田 幸男
田中 晶洋 大下 正幸 塩屋 正道 狭場 芳男
岩茸 伸一 杉本 健三 松葉 慶一 上坪 道利
長谷川 昭久 野畑 和久 今井 久和子 谷口 大悟
小坂井 唯夫 岡山 紘

(新火葬場建設検討委員会事務局)

事務局長・高山市市民保健部長 矢嶋 弘治 市民課長 田中 一美
市民課担当監 池之俣 浩一 市民課係長 大川 誠
市民課職員 北野 千恵 市民課職員 義基 現徳

(傍聴者) 8 名

1. 開会あいさつ

委員長： 大分雪も少なくなってきた、昨夜着いた時には雪がないなど思った
のですけれど、ホテルに入った途端に舞いだしました。明日はどうなるのか
と心配だったのですが、よい天気になりました。

年度末、どの団体も忙しい時期にお集まりいただき、ありがとうございます。
議事の中にございますけれど、8月の初めから始めて、今日の会議が7回
目になりますので、ファーストステップの段階の答申の案をまとめさせてい
ただいて、ご検討いただくということになります。どうかよろしく願います。

それでは、委員会の成立について、事務局から報告してください。

事務局： 欠席の報告をいただいている委員が7名、遅刻の連絡をいただい
ている委員が2名（いずれも閉会までに来場できず、欠席）、1名の方は少し遅
れてみえるようですが、こちらに32名の委員の方がお集まりいただきお

ります。42名中32名ということで、過半数に達しておりますので、会議が成立することを報告させていただきます。

2. 前回議事録の確認

委員長： それでは会議は成立しておりますので、議事に入ります。前回の議事録をすでに配付しておりますので、何かご異議等、訂正等がございましたら、意見を述べてください。よろしいでしょうか。それでは、ご承認いただいたということでよろしいですね。

出席委員： 異議なし。

委員長： それではご承認いただいたということで、次に入りたいと思います。

3. 高山市新火葬場建設に関する基本構想について

委員長： 資料2をご覧ください。これも配付済みだと思います。「高山市新火葬場建設に関する基本構想について」というものです。検討委員会は、ワンステップずつ、市長に答申するという形になっていきますので、その基本構想についての案です。これにつきましては、今までの第1回から第6回までの会議、あるいは他市の火葬場を見学したことに基づいて、私と副委員長でまとめさせていただきました。1枚めくっていただきますと、「<目次>」があり、「はじめに」、「第1章」、「第2章」というのがございます。

では、「はじめに」のところを読ませていただきます。

(委員長が1ページ「はじめに」を読み上げる。)

ということで、こまごましたことは書かないということです。ここはよろしいでしょうか。それではページをめくってください。

(委員長が2ページ「第1章 施設整備のコンセプト」を読み上げる。)

この辺はすでにご了承いただいたことを列記しております。それでは、第2章、3ページです。

(委員長が3ページ「第2章 施設の整備内容 1. 施設の基本的機能」を、「③多目的部門」までを読み上げる。)

ただし、これについては※印を付けておまして、「※候補地の状況や予算等を勘案し、必要に応じて設ける部門」として、全てをやるかやらないかということ

を考慮しながら決めていただきたいと思います。

(委員長が3ページ「第2章 施設の整備内容 1. 施設の基本的機能」の「④ 外構部門」を読み上げる。)

ここで何かご意見はございますか。葬儀場をどうするかということ、こういう形でまとめさせていただきました。やる、やらないを結論づけるのではなくて、予算とか、実際の火葬場の大きさ、どれだけの敷地をとれるのかとか、皆様にご議論いただいたことを、こういう形でまとめさせていただきましたが、よろしいでしょうか。

委員： 言葉のことなのですが、先ほど事務局の方が「かそうば」とおっしゃいましたけれど、これからは「かそうじょう」と言っていただきたい。

委員長： 「かそうじょう」ですね。これからはご指摘どおり、「かそうじょう」と言うようにします。

4ページ、「2 延床面積および敷地面積の試算」。「火葬場の延床面積および敷地面積を下記のとおり試算した。」

これは、いくつかの案を提示して検討してきました。先ほどの火葬部門について計算していくと、だいたい2, 100平方メートルぐらいになるだろうという試算です。それから待合部門、待合室4室、待合ホール、授乳室や配膳室や、そういったものは、だいたい800平方メートルぐらいあればできるだろうということです。多目的部門、これは多目的ホールと書いていますけれど、どうするかは別です。バックヤードとか給湯室とか倉庫、機械室などで、約800平方メートルぐらい。ここにも書いていますが、多目的部門は「※候補地の状況や予算等を勘案し、必要に応じて設ける部門」としています。これを合わせますと、3, 700平方メートルぐらいということです。この結果として、3, 700平方メートルぐらいということではいかがでしょうか、以上のように答申したいと思えますけれど、よろしいでしょうか。

それでは、「(2) 敷地面積の試算」に入ります。火葬部門、待合部門、多目的部門、それから外構部門。火葬部門には炉室とか機械室とか電気室とか告別・収骨室とか霊安室とか事務室、風除室、集塵機械室。これで、床面積ではなく、建築面積として、1, 800平方メートルぐらい。それから、待合部門は、1, 000平方メートル。それから、多目的部門、これも1, 000平方メートルぐらい。それから、外構部門。駐車場として普通車が60台、障がい者用のパーキングエリア、それから20人乗りのマイクロバスが4台、管理用のもの、除雪機車庫で、2, 700平方メートルぐらいかと。その次が、建物の周囲。道路の確保などで3, 200平方メートル。火葬場以外の所との緩衝帯として、かなりのスペースを必要としまして、2, 100平方メートル。全部を合計しまして、11, 800平方メートルぐらいということになります。これはあくまで概算で

す。左ページ（4ページ「2 延床面積および敷地面積の試算（1）延床面積の試算」）の施設を作ろうとすると、それぐらいかかるのではないかと。

それを図式化しましたのが、その次のページにあります。敷地面積、建築面積、延床面積と、非常に細かくなりますけれど、一応の計算をすればこうなるというものです。こういう施設の概要図も付けまして、答申しようと思っています。

答申するのは、コンセプトと、施設と、その概要図として、他の部分は、議事録を全部ホームページに載せていますから、そちらを読んでくださいとします。変にこの中に集約したりはしません。議論で問題となったところの、多目的部門の葬儀場のことだけについて、また検討してくださいと、そういうふうに答申しようかと思っています。

それで、あとの資料の、**（参考資料1）**、これは市の方針を最初に聞いたもの、あるいは議論の途中に聞いたもの。**（参考資料2）**は、委員から参考資料として提出されたものです。混雑するから4基ぐらいあったほうがよいのでは、ということを検討した時の資料として添付するものです。以上です。何かご意見等はございますか。

これにつきましては、私と副委員長で、今までの議論を踏まえてこういう形にして、事務方に図式化してもらいました。1週間ぐらい前に配付されていたかと思いますが、お忙しい中、お目通しただけなかったかもしれませんけれど、今、全部読み上げさせていただいたのはそのような思いからです。何か、ご意見ございませんでしょうか。それでは、こういう形で、市長に中間報告として答申するという事でよろしいでしょうか。ご異議ございませんか。

出席委員： 異議なし。

委員長： それでは、「高山市新火葬場建設に関する基本構想について(案)」の「(案)」をとりまして、これで答申させていただきます。その後、市議会を経て、パブリックコメントに入るのだと思います。市議会では修正が入るのかもしれませんが。それは分かりませんが、委員会としてはこれで出すということです。今日、ご承認いただければ、3月24日に、市長に、私と副委員長から、検討委員会としての答申という形で提出したいと思います。

それでは、8月以来、ご議論いただきまして、ワンステップ目の基本構想に関するものを市長に提出させていただきます。本当にありがとうございました。いろいろな違った考え方がありましたし、私は最初、部会を作ると言っていたのですが、基本構想については、やはり皆の共通認識、それから、いろいろな考え方があるのだと認識をしておくことが非常に大切だと思ひまして、こういう形にさせていただきました。

（事務局に対して）これを出したら、後はどういう予定になるのですか。

事務局： 事務局から、今後の進め方について説明をさせていただきます。昨年の

8月2日に第1回の検討委員会を開催させていただきました、本日で7回目の検討委員会となりました。半年間、たいへん密度の濃い議論をしていただきまして、「高山市新火葬場建設に関する基本構想について」としてまとめていただきました。ありがとうございました。

今後の予定ですが、まとめていただきました、「高山市新火葬場建設に関する基本構想について」をもとにしまして、今度は市として基本構想案を作成させていただきます。その後、その基本構想案を、市議会に協議させていただいて、それが終わりましたら、次はその基本構想案について市民の方にもお聞きするということとなります。

委員長： 市議会に協議するのは、検討委員会の答申するものではなく、修正したものということでしょうか。

事務局： 今日、まとめていただいた「高山市新火葬場建設に関する基本構想について」をもとにして、市で基本構想案を作らせていただいて、それを市民の方にもご意見をいただき、市議会のほうにもお諮りをしていくということです。

委員長： 市議会と市民と同時ですか。それとも、市議会へ先に出して市議会で練ったものを市民に出すのか、どちらですか。

事務局： 予定としましては、市議会に協議をさせていただいた後に、市民の方にパブリックコメントなどでご意見をお聞きするという予定をしています。

委員長： ということは、市議会等で修正がかかったものは、この検討委員会は通らないということですね。

事務局： 市で決めたものを市議会にお諮りして、市議会で修正がありましたら修正をして、市としてはもう一度、市議会にかけるなりするということになりますが、その段階において検討委員会にお諮りするということはありませんので、市議会にお諮りする時には、市で作成したものを皆様に郵送でお届けするなどして状況をお知らせしたいと考えています。

委員長： 「高山市新火葬場建設に関する基本構想について」を出します。市議会にかける前に、もう修正するということですか。答申したものをそのまま市議会にかけるのか、市が修正したものをかけるのか、どちらでしょうか。

事務局： 修正ということではないのです。まとめていただいた「高山市新火葬場建設に関する基本構想について」に、人口や死亡者の推計なども載せまして、基本構想という形で、分かりやすくまとめるという予定です。

委員長： これ以上に、何を分かりやすくするのでしょうか。

事務局： 最初の1ページで、検討委員会としてこういうまとめ方をされましたという、「はじめに」という箇所がございますが、検討委員会がこういうことをしたという内容になっています。そのところは、市が、こういう考えで作ったのだと、基本構想の意味はこういうものだということなども書いて作成したいと考え

ています。

委員長：ここに修正したり、足したりするということですか。

事務局：修正ということではないのですが、体裁として、「はじめに」の箇所などは、基本構想の策定の経過や、定義なども記載したいのです。

委員長：それはまずい。これはいけないのならばいけない、よいならばよいとして、討議してもらわないと。ここの文言を触られたら、検討委員会で統一して出す意味がなくなる。このことを理解してもらうために、資料として何かを付けてもらうのはよいのですけれど、これを触られるのならば、検討委員会にかけてもらわないと、私としては困ります。これ（資料2）で出しているのだから。

副委員長：この答申は答申として出して、それに（参考資料1）といった資料を添付して、市議会のほうへ提出するという意味ではないのですか。事務局が言おうとしたことがそういう意味ならば、「高山市新火葬場建設に関する基本構想について」を変えるのではなく、参考資料ということで、（参考資料1）といった資料を付けると、そういう解釈だと思ったのですが。

事務局：本日、決定していただいた「高山市新火葬場建設に関する基本構想について」は、検討委員会としてこういう総意だったとまとめられたものを、市に提示していただけるというものです。市としては、当然、検討委員会の皆様の総意を尊重させていただくわけですが、市議会に提示させていただく時には、答申を受けて、市として基本構想をまとめさせていただくことになろうかと思えます。その際に、市としてまとめたものをもう一度、検討委員会にかけるということならば、かけさせていただき、ご意見をお聞きしたうえで、まとめさせていただきたいと思っています。「高山市新火葬場建設に関する基本構想について」をこのまま市議会へということは思っていなかったのです。当然、市議会のほうにも答申していただいたものとして報告させていただくことになると思えます。

委員長：やはり分からない。検討委員会のものがちゃんと市民に出ていないと、検討委員会はどういうことをやったのかということがちゃんと出ないと、それが変わったものとして出るとなると、検討委員会は下請け機関ということではないのですか。それならばそれでよいのです。

委員：委員長や副委員長のおっしゃるとおりで、検討委員会は「高山市新火葬場建設に関する基本構想について」を作るために議論したのだと思うのです。だから、これが変わるというのはおかしいと思えます。

ただ、「高山市新火葬場建設に関する基本構想について」に基づいて、付属資料、（参考資料1）と（参考資料2）が提出されるということならば、あるいは時代の流れでどうしても数字を変えなければならないことがあれば数字を変えたりしながら、一つにまとめていくというものと認識しているのです。そうでなければ、検討委員会が「高山市新火葬場建設に関する基本構想について」を作ってきた意

味がなくなると思います。ただ、市が「高山市新火葬場建設に関する基本構想について」を見て、少し改善の余地があるということならば、やはり検討委員会をもう一回開いて、全員が認識したうえで、更新するのがベターではないかと思うのです。

委員長： 私の理解は、委員のおっしゃったように、「高山市新火葬場建設に関する基本構想について」を出し、「高山市新火葬場建設に関する基本構想について」について理解を深めてもらうためにいろいろな資料を付けて、市議会で練っていただく、そこで練られたものが新しいものとしてできる、このために答申しているのです。けれど、その前に触ってしまう、市議会に出す前に触るということになれば、それはまずいのではないか。この答申により理解を深めてもらうための資料を添付するとか、説明をするということはよいかと思うのです。そのようにしか、理解できないのです。

委員： 内容がそれほど異なるものではない場合、委員長と副委員長にお任せをして、事務局と話を詰めたうえで、「高山市新火葬場建設に関する基本構想について」を変えていただき、そういったものを修正案としていただくのならばよいのかと思います。委員の皆様がそれを一任されるのかは分からないのですが。

事務局： 検討委員会からいただいた、「高山市新火葬場建設に関する基本構想について」というものと、もう一つ、市で作ったもの、今のようにもう少し説明を加えたもの、その2つを市議会のほうにお諮りしたいと考えているのです。少し説明を加えたものを、検討委員会にもう一度お諮りする必要があるか、委員長にご確認することによろしいか、その点をお願いします。

事務局： 今回、まとめられた「高山市新火葬場建設に関する基本構想について」は、このまま公表させていただくものです。これは、検討委員会としてこのようにまとめられたとして、市民の皆様にも、このままの状態でご公表させていただくものです。

市としては、皆様の意見がまとめられた「高山市新火葬場建設に関する基本構想について」を受けて、例えば人口の推移ですとか、そういったものを加え、高山市としての基本構想としてまとめていきたいと考えています。これを変えてしまうという意図はまったくございません。「高山市新火葬場建設に関する基本構想について」はこれで公表させていただきますし、市議会にもこういったものをいただきましたと報告させていただくことは、間違いのないことです。

委員： 私も若干理解と違うということでコメントするのですが、検討委員会というのは、そもそも構想を皆で考えるのが使命ではないかと思うのです。したがって、成果物は、イコール高山市がめざす構想になっている。

答申というのはそういうものを作りましたというものを市に出すものです。市が作成すべき基本構想を検討委員会が考えて作るということではないと思いま

す。

だから、そういう意味で言うと、**資料2**は、検討委員会の答申書としては二重になっているような気がするのです。よくある他の計画、構想というのはそういうものかと思います。

委員長： 私は、今の発言とまったく同じ考え方で、基本構想を作ると、そこからどれだけ実現されていくかは別ですし、あるいはそれをもとにして、いろいろな資料を添付して、市議会あるいは行政の中の議論をされるということは全然問題がないのです。いや、別に作るのだという、そこがおかしいのです。検討委員会の答申も公表します、市が作ったものも公表しますと言ったら、一体何を言っているのかとなります。今、2つとも市議会に出すと言ったから、分からないのです。

再度申しますけれど、検討委員会の答申をもとにして、市議会の理解を得なくてはいけない、あるいは行政の中で討議しなくてはいけないということは、どんどん参考資料として付けられたらよいと思うのです。けれども、書き換えられたものが出てくることは、検討委員会としては認められないと思うのです。各種団体から出ていただいて、意見の違うこともここで話し合いましたらして議論した結果が、検討委員会の答申に出ているのですから。他の委員の方も思っておられると思いますが、検討委員会の答申をもとにして、どれだけのことが実現するかは分からないですが、これについて理解を深めてもらうための資料を積み重ねてもらったり、議論をしていただいて、市議会に諮っていただくということが、筋ではないかと思います。

事務局： 事務局としては、**(参考資料1)**などの市から説明したことを、「高山市新火葬場建設に関する基本構想について」に付け足したりする必要もあろうかと思っていたのです。「高山市新火葬場建設に関する基本構想について」が変わってしまうということになりますので、それではいけないとご指摘をいただいたので、「高山市新火葬場建設に関する基本構想について」はそのままで、資料などという形で付けさせていただいて、委員長にご確認をいただいたうえで、市議会に諮るようにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

委員長： 私に諮っていただかなくても、検討委員会の答申をベースにして、行政で理解を深めるための資料を作ってもらえれば、問題ないのです。

事務局： これから答申していただく、コンセプトや施設の整備内容を変えるということではないのです。

委員長： 検討委員会が答申する「高山市新火葬場建設に関する基本構想について」の、表紙を変えることはだめです。

委員： 検討委員会が答申するものを、検討委員会が書いたものではなくするということでしょう。表紙を高山市が作成したものと書き換えることはおかしいと思

います。それだったら、最初から市が作成したものを案として検討委員会に出し、検討委員会が議論するということならば分かります。

委員長： 鑑（かがみ）の文書が別個に加わるのはよいのです。こういうことが答申されて、これをもとにして市議会に出すというのはよいのです。「高山市新火葬場建設に関する基本構想について」の表紙を変えてしまったら、検討委員会はなくなってしまいます。これはだめです。これで出なくては。これにいろいろな資料が付くのはよいけれど。市はどのように考えていますか。

事務局： 今、ご意見を承りましたので、市議会への諮り方については、ご意向に則した方法で行うようにしたいと考えています。

委員長： 極端なことを言えば、検討委員会から出てきた構想案をボツにすることもよいのです。ボツにするというのならばはっきりしていて、あちこちを書き換えるというのは、責任の所在がどこにあるのか分からなくなるというように思うのです。とにかく、責任の所在が分からなくなることはしてほしくない。

事務局： 委員長が言われるように、検討委員会からいただいた答申は、検討委員会のご意見ですので、市が何をやるものでもないと考えています。当然、これからの議論で、市議会への協議や、行政内部の調整の中で、結果的に変わってくることもないわけではないと思うのですけれど、この新火葬場建設検討委員会としての「高山市新火葬場建設に関する基本構想について」は、市が今後の議論を進めるうえで尊重すべきものだということは、検討委員会を設立した時からの考えですので、それにしたがって、間違いなく進めさせていただきたいと思っています。

委員長： 最後になりますけれど、検討委員会のものは「高山市新火葬場建設に関する基本構想について」なのです。それを行政で検討して、市議会に提案する場合に、検討委員会ではこういうことを検討した、市議会はこれを踏まえて検討していただきたいということは、行政がやることで、何ら問題がないと思うのです。表紙を高山市が作成したものと書き換えるということは、やってもらっては絶対に困ることですし、文章を触ることもしてはいけないことです。答申をそのまま鵜呑みにしなければならないということはない。ただ、書き換えてはだめです。

事務局： 私どももこれは検討委員会でまとめられたものだと思います。この「高山市新火葬場建設に関する基本構想について（案）」の「(案)」という所は消すことにはなりますが、他のことはそのまま取り扱わせていただきます。

委員： 先ほど委員長のおっしゃったとおり、鑑として1枚付けるというだけでよいと思います。

委員長： 検討委員会と市は、これである程度の理解ができたと思います。私の姿勢も、委員の方にご理解いただけたら、それを崩すようなことはございません。これで答申し、それについて鑑を付けて、参考資料が必要ならば付けて、行政と

して市議会に諮るということはよいのではないかと思います。検討委員会があくまでこうしたのだという、原型はいつさい触ってもらっては困る。後はどうされても、それは構わないと思うのです

それでよろしいでしょうか。もし、市のほうから相談がありましたら、副委員長と私で受けて対処するということで、ご一任いただけますでしょうか。また検討委員会を開くということもなんですので、皆様に委員長・副委員長の姿勢さえご理解いただければ、それを崩すようなことはいたしませんので、そのようなことでいきたいと思います。

出席委員： 異議なし。

4. 次回会議について

5. その他

委員長： （事務局に）それでは、今後の日程を説明してください。

事務局： これですら市議会に諮ることや、市民の方にご意見をいただくということで、少しお時間をいただくこととなります。おおよそですが、2カ月、3カ月間、お時間をいただくことになるかもしれません。その都度、状況を郵送などでご連絡差し上げたいと思いますし、次回の会議の開催の予定なども分かるようにしたいと思いますので、よろしく願います。その間、状況がどうなっているのかなど、事務局にお電話をいただければ、説明させていただきます。委員の皆様から、ご質問などはございますか。

委員： 今後の計画について、だいたいのことをお聞かせいただきたい。

事務局： 第1回目の会議でお配りしたフロー図（平成28年8月2日第1回新火葬場建設検討委員会資料3-4・別紙1「新火葬場建設事業の推進手順」）があるかと思います。この検討委員会で検討していただく大きなことが、本日の基本構想の策定と、その次に選考対象となる候補地と新たな選考方法をどうするかを決めること、これが2番目となります。その次が、候補地の決定ということで、この3段階を考えています。

基本構想がまとまりましたら、基本構想に沿った敷地を選定していくということで、どのように応募をいただくか、どういうことで選考するのか、そのような検討を、次の段階でしていただきたいと考えています。段階を踏みつつ進んでいくということで、お時間をいただくことになるかもしれませんが、よろしく願います。

委員長： 今、聞いてみますと、あと2、3カ月ぐらいは基本構想のことで、市議

会とか、パブリックコメントなどがかかるということで、4、5、6月ぐらいはかかるのではないかと。それで、基本構想のことが確定すれば、次に候補地の選定ですけれど、まずどのようにして候補地を募るか。公募するのか、あるいは基本構想に沿った市の候補地があるのならば、それも含めてどう検討するのか。

まず、あぶり出しです。あぶり出しをどういうふうにするのかを決めて、あぶり出して、出てきたものについて検討していくという形ですから、今年中はかかるでしょう。これから3カ月間、検討委員会の作業はありません。だいたいそういうことでしょう。

委員： 検討委員会は、これから提言をして、一度解散するというのではなくて、続くのですか。

委員長： はい。続きます。

委員： 市で30年度の予算にのせていくとか、基本的な姿勢はあるのでしょうか。

29年度で次の提言をするように検討委員会で議論をして、30年度に建設するように進めていくとか、その辺りはどうなのでしょう。

事務局： それは未定です。候補地が決まってきたら、環境の調査などをする段階になれば予算を要求するのですが、いつ候補地が絞られるかは現段階では分かりませんので、予算については未定です。

委員長： いつまでにやってほしいという希望はあるのでしょうか。多治見市の火葬場建設の検討の時には、いつまでにやってほしいと、後のことが決まっている状況で作業をしていましたが、それでもずれ込んでいくのです。そういう意味のことを聞かれています。例えば、平成31年度の5月に操業を始めたいとか、そういうことはありますかということです。

事務局： 早く候補地が選定できればという思いはありますが、順番に段階を踏んで、丁寧に議論をしていただくことが必要だということで、それを重視しています。

委員： 丁寧にということは分かるのですが、委員長の言われたように、31年5月に操業を始めるのだとか、じゃあもう少しかかりそうだから32年度にしようとか、そういうことはないのですか。とにかくじっくりやっていく。

事務局： どれだけでも早くという思いではありますが、今まで7回のご議論をいただき、建設的なご意見をいただいていますし、今度は候補地の選定ということになりますと、さらに議論が必要だということもありますので、丁寧に考えています。

委員長： これだけの委員を、ずっと長く拘束するというのは、あまりないことなのです。もう少し人数を絞った委員会だったらそれでよいのですが、40人以上の委員をいつまでも拘束している。それならば、もう少しスピードを上げるか、だいたいの基本的なことが決まってくれば、新たな委員会にするのか。

初めに申し上げましたように、分科会をやりましょうかと言っていただけ、基本構想のことだけは皆がきっちり頭に入れましょうということで、いろいろな意見を出すことをしました。けれども、何かを絞り込まなければという時に、40人では絶対に絞り込みはできません。例えば国会でも、どう議事を進めるかということだけでも議院運営委員会があり、その他にいろいろな委員会がある。もちろん高山市でもそうで、いろいろな委員会があって、そこに付託して、そこがいろいろな意見を頭に入れながらやっていく。おそらく、候補地の絞り込みになった時、40人がいろいろなことを言い出したら、絶対にまとまらないだろうと思います。その辺も市には加味して考えていただきたい。最後は検討委員会に認めてもらうかもしれないけれど、ある程度の絞り込みを委員の中でやって、徹底的に検討しないとできない。40人で徹底的に検討なんて、絶対にできない。国会の本会議では言いつばなしで、そこで何も話がまとまるものではない。委員会でまとまるのです。それは小規模ですし、高山市でも市議会以外に委員会があるというのはそういうことなのです。皆で議論していても、いつまで経っても意見がまとまらない。そういうことを、今の発言は心配されているのだと思います。

検討委員会は今の形で当然存続しますけれど、その中でどうするかと考えなくてはいけないこともある。ただ、今のところは市から何も言われていませんので、この形で進めていきますけれど、基本構想がこれからの3カ月でできあがった段階で、検討委員会のあり方を少しご検討いただくことをお願いしたいと思います。検討委員会をなくすというのではなくて、あり方を考えるということです。

事務局： 今、委員長が言われたように、細部にわたる検討となり、詰めた議論が必要となれば、検討委員会の設置条例の中に分科会を設置できると規定されているので、分科会を設置して、詳細な部分を詰めて、全体の会議に諮るという進め方も可能だと思っていますので、委員長と相談させていただきたいと思います。

委員長： 市民の立場からすれば、いつまでやっているのか、早く進めてほしいという意見もあるかと思っています。私も今月3回高山に来ることとなるのですが、結構日程が詰まっている中で、それは引き受けた以上はやるのです。しかし、これを何年も続けるということよりも、どこかでスピードアップを考えなければいけないと思っています。これは、まったくの私の私見です。検討委員会のあり方について意見がありましたので、事務局と検討させていただきたいと思いますので、そのようにご理解いただけますでしょうか。

委員： 議論されていることと別のことなのですが、私は所属する団体の代表として検討委員会に参加しているのですが、検討委員会が3年、4年続いた時に、所属する団体の代表でいられる人が、この中に何人いるのか。個人として委員になるのか、あくまで団体の代表として委員になっているのか。3、4年経ったら、半分ぐらいの人がやめなければならないということにもなると思います。

事務局： 各種団体の代表ということで検討委員会にきていただいているので、その団体をやめてしまうということになれば、次の方ということになるかと思えます。その団体に所属している限りは、団体の代表として検討委員会に出ていただきたいと思えます。その団体の代表ということで選出させていただいていますので、そのようにお考えいただくよう、お願いします。皆様にご事情等がございましたら、事務局にご連絡いただきたいと思えます。

委員： その組織から抜ければ、代わりを出せということでしょうか。

事務局： 代わりの方を団体の方から選出させていただきたいと考えています。

委員長： そうならないように、8月から集まっていた委員で、私は決めたのです。分科会を作るとしても、メンバーが変わっていくというのはいかがかと思えますし、一方では慎重にやらなくてはいけないというのは分かりますけれど、一方ではいつまでもやっているものではないとも思えます。特別に作られている委員会ですから、多治見市で火葬場建設を検討した時も8年かかりましたけれど、それでは、ということもございます。ここも、行政が始めて何年間かはやっていますから、残る時間で、2年かそれぐらいで終わるような目標を立てたほうがよいと思えます。委員のほうはうんざりしていますので、よろしく願います。

委員： 決してうんざりはしていませんが、今日はメディアもきていて、メディアの方は市民の皆様にも、これぐらいにはまとまって、できそうだと、そういう記事を書きたいのだと思うのです。ここで、今、いつまでにといいことはないので、委員長が言われたように、ある程度の目途は立てておいてよいのかと思えます。

委員長： 今日は20分で終わる予定だったのですが、前半の部分で委員の方の本音も出ましたし、高山市の本音も出たと思えます。7回の会議と視察をした結果、「高山市新火葬場建設に関する基本構想について（案）」の「（案）」がとられ、市長に答申をします。その後は市議会などに入りますので、最低2カ月は検討委員会はありません。4月、5月はありません。市議会が早まった場合には6月ぐらいに行うかもしれません。

答申を出せたということが、一つの検討委員会の成果だと思っています。ここで溜め込んだ意見の違いや、あるいは意思が統一されたことを次に生かしていきたいと思っています。最後に副委員長からご挨拶をいただきまして、今日は閉会としたいと思います。

副委員長： 今日は第7回目の検討委員会ということで、熱心にご討議いただき、ありがとうございます。中間の報告が24日に行われるということになっています。ここまでの議論で、いろいろな角度からご意見をいただきまして、まとまったことにつきまして、お礼を申し上げます。これからが大事でございまして、今

後、市議会や市民の皆様のご意見を踏まえて、検討委員会には場所の問題が出てくるわけです。どうかまた、英知を結集して、うまくまとまることをお願いして、今回の会議を閉じさせていただきます。どうもありがとうございました。